

令和 3 年度 第 7 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 3 年 1 0 月 1 5 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和3年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室
2. 開 会 日 時 令和3年10月15日(金) 午後2時09分
3. 閉 会 日 時 令和3年10月15日(金) 午後2時31分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 会議に付した案件

- 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第28号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第34号 十和田市農用地利用集積計画の決定について

議案第35号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

12番 小笠原 和 男 君

15番 野 崎 さち子 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 横 岡 聖 一

事務局 次 長 菅 原 靖 雄

事務局農地係長 小笠原 満

事務局振興係長 苫米地 慶

事務局 主 査 村 中 健 大

事務局 主 査 東 浩 治

事務局 主 査 佐々木 徳 幸

10. 書 記

事務局 主 査 東 浩 治

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年10月5日に告示招集いたしました、令和3年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。12番 小笠原和男 委員、15番 野崎 さち子 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）それでは、議案書の1ページをお願いいたします。報告第26号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は、2ページから3ページです。2ページは農地法によるものですが、今回は、合計4件8筆20,468平方メートルです。今後の意向につきましては、28番は今後受け手を変更して、売買の予定です。29番は今後受け手を変更して、中間管理機構で賃借の予定です。30番は、今回の議案で別人に農地法第3条の所有権移転が上程されております。31番は、今回法務局照会の報告の中で、農地の現況報告をする案件となっております。3ページです。中間管理事業によるものですが、今回は1件3筆6,977平方メートルです。今後につきましては、受け手の変更をする予定となっております。協力金返還の対象はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）4ページをお願いいたします。報告第27号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから7ページです。今回は、合計10件62筆111,780.54平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。なお、あっせんの希望はございません。なお現況宅地、雑種地など、農地以外の用途になっているものは、今後分筆並びに地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第28号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）8ページをお願いいたします。報告第28号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は9ページです。今回の照会は、合計5件5筆1,219平方メートルで、現地調査は10月5日に実施し、法務局へは10月7日付けで回答しております。40番は、若葉公園から西に約300メートルの地点です。申請地には、昭和45年建築の住宅が建っております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。41番は、東小学校から北西に約500メートルの地点です。申請地には、昭和42年建築の住宅が建っています。こちらも20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。42番は、株式会社大阪から東に約500メートルの地点です。申請地は、昭和51年建築の農業用倉庫及び昭和50年建築の住宅の敷地の一部となっております。20年以上宅地の状態であることから、非農地と判断しております。43番は42

番に隣接した地点です。同じく株式会社大阪から東に約500メートルの地点です。申請地には、昭和51年と昭和54年建築の農業用倉庫及び昭和50年建築の住宅の敷地の一部となっております。こちらも20年以上宅地の状態であることから、非農地と判断しております。44番は、株式会社北上クレーン工業から南西に約550メートルの地点です。申請地は水路となっており、農地への復旧は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第28号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、外山班長、中野委員、箕輪会長職務代理者の3名です。10月5日に現地調査及び市役所別館4階会議室において聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第32号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）10ページをお願いいたします。議案第32号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、11ページから13ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。11番 外山 康仁 委員、お願いいたします。

報告委員（外山康仁君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計10件、このうち所有権移転9件、賃借権設定1件となっております。まず所有権移転は、11ページの申請番号55番から59番までが、相手方要望による売買です。次に、12ページの申請番号60番から63番までが贈与によるものです。申請番号60番は祖父から孫へ、申請番号61番は親から子へ、申請番号62番は知人へ、申請番号63番は弟から姉へ贈与するものです。次に賃借権設定ですが、13ページの申請番号21番は、労力不足によるものとなっております。今回の全ての申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）外山委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第32号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第33号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いいたします。議案第33号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。十和田税務署より別紙土地の利用状況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答することの承認を求める件です。内容は15ページです。照会のあった農地につきましては、平成13年に相続し納税猶予の適用を受けている特例農地となっております。平成21年の税制改正以前に納税猶予の適用を受けた場合は、20年間の営農継続で納税が免除されることとなっているため、このたび農地の利用状況について照会があったものです。1番、2番ともに、十和田自動車学校から西に約200メートルの地点にある隣接した農地です。10月5日に現地確認したところ、水稻が作付けされていたことから、自ら所有し、農地として適正に管理されているとの内容で回答したいと考えております。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第33号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第34号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）16ページをお願いいたします。議案第34号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は17ページです。今回は、合計2件5筆11,546平方メートルです。2件とも、新規の賃借権設定で、利用権の設定期間は、出し手から機構及び機構から受け手ともに10年となっております。協力金の対象はございません。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第35号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）18ページをお願いいたします。議案第35号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は19ページです。本件は、昭和56年に貸家建築のために転用許可を受け、計画どおり貸家を建築しましたが、地目変更がなされないままその後取り壊し、更地となっております。今後、許可を受けた転用事業者が、新たに貸家を建築する計画はないため、別の継承者が事業主体となり、事業目的を駐車場整備に変更するという内容です。この案件につきましては、今回農地法第5条申請もされております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第35号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第36号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）20ページをお願いいたします。議案第36号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は21ページです。合計4件8筆19,224平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。46番は、議案第35号で事業計画変更申請のあった案件です。転用事由は、農地を売買で取得し、隣接するアパート入居者用の駐車場を整備するものです。場所は、スーパーセンタートライアルから北に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。47番の転用事由は、農地を売買で取得し、事務所を建築するものです。場所は、市役所から北に約450メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。48番の転用事由は、農地を親から使用貸借し、普通住宅を建築するものです。場所は、十和田工業高校から東に約1キロメートルの地点です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続して整備するものであるため、不許可の例外となります。49番の転用事由は、砂利採取です。農地を賃借し、許可日から1年間一時転用するものです。場所は、下切田小学校から北西に約700メートルの地点です。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であることから不許可の例外となります。なお、本件転用許可申請と併せ県に対し、砂利採取法に基づく砂利採取認可申請も併せて提出されております。今回、転用許可申請のあった事業の概要は以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。2番 中野 雄一郎 委員お願いいたします。

報告委員（中野雄一郎君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、4件です。令和3年10月5日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査では、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時、市役所別館4階会議室1にて、農地法第5条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査でも、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、全ての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）中野委員、ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第36号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時31分 —————